

標準旅行業約款（募集型企画旅行契約）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 则

（適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約（以下「募集型企画旅行契約」といいます。）は、この約款の定めるところによります。この約款に定めのない事項については、法令又は定めたところによります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （用語の定義）
- 2 案 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内ののみの旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「通信契約」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社を代理して販売する会社が提供するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受けて締結する募集型企画旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に別に定める提携会社のカード会員規約に従つて決済することについて、旅行者があらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金等を第12条第2項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことと定める募集型企画旅行契約をいいます。
- 4 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は仮払債務を履行すべき日をいいます。
- （旅行契約の内容）
- 第3条 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従つて、運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるよう、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- （手配代行者）
- 第4条 当社は、募集型企画旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を委して行う者その他の補助者に代行せざることがあります。

第2章 契約の締結

（契約の申込み）

- 第5条 当社に募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書（以下「申込書」といいます。）に所定の事項を記入の上、当社が別に定める申込金とともに、当社に提出しなければなりません。
- 2 当社に通信契約の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号等の他の事項（以下次条において「会員番号等」といいます。）を当社に通知しなければなりません。
- 3 第5項の場合は、旅行代金又は仮払料等の部として取り扱います。
- 4 募集型企画旅行の手配に際し、特別な配慮が必要とする旅行者は、申込書に申立ててください。このとき、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- 5 前項の申込に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とします。
- （電話等による予約）
- 第6条 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段によると募集型企画旅行契約の手配を受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当該契約の日付においては、当社が予約の承諾をする旨を通知した後、当社が定める期間内に、前条第1項又は第2項の定めるところにより、当社に申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等を通知しなければなりません。
- 2 前項の定めと同様により申込書と申込金の提出があったとき又は会員番号等の通知があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該手配の受付の順位によることとなります。
- 3 旅行者が第1項の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、当社は、予約がなかったものとして取り扱います。
- （契約締結の拒否）
- 第7条 当社は、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- （1）当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
- （2）応募旅行者が募集予定期に達したとき。
- （3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は身体的行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- （4）通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できること。
- （5）旅行者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等の他の反社会的勢力であると認められるとき。
- （6）旅行者が、当社に対して暴的な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いてこれらに準ずる行為を行ったとき。
- （7）旅行者が、風説を流すし、偽証を立てる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為はこれらに準ずる行為を行ったとき。
- （8）その他当社の業務上の都合があるとき。
- （契約成立の時期）
- 第8条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
- 2 通話契約は、面接の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- （契約書面の交付）
- 第9条 当社は、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。
- 2 当社が募集型企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。
- （確定書面）
- 第10条 第8条第1項の契約書面において、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関等の旅行サービスの名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を記載して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目）に当たる日以降に算出型企画旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます。）を交付します。
- 2 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者が専ら問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 3 第1項の確定書面を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。
- （情報伝達の技術を利用する方法）
- 第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、情報伝達の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下の点において「記載事項」といいます。）を提供できます。当社が契約書面に記載されたファイルに記載事項が記載されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことと確認します。
- （旅行代金の額の変更）
- 第12条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければなりません。
- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の金額への旅行者の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。また、カード利用日は旅行契約成立日とします。

第3章 契約の変更

（契約内容の変更）

- 第13条 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の他の当社の関与しない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために得られないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与しないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容（以下「契約内容」といいます。）を変更することができます。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

- （旅行代金の額の変更）
- 第14条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃、料金（以下この条において「適用運賃・料金」といいます。）が、有り難経済情勢の変化等により、募集型企画旅行の募集の際に記載した書面において旅行代金の額に変更される場合においては、運送機関の料金に比べて、通常想定される利潤を大幅に超えて増額又は減額される場合においては、当該増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加し、又は減少することができます。

- 2 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。
- 3 当社は、前項の定めるところにより旅行代金を減額するときは、同項の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。

- 4 当社は、前条の規定に基づく契約内容の変更により旅行の実施にかかる費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対する取消料、運送料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます。）の減少又は増加が生じる場合（費用の増加が、運送、宿泊機関等が当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず、その増額又は減額の範囲内で旅行代金の額を変更することを除きます。）には、当該契約内容の変更の際にその範囲において旅行代金の額を変更することができます。

- 5 当社は、運送、宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を記載した場合において、募集型企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することができます。

- （旅行者の交替）
- 第15条 当社が旅行者と契約を締結した旅行者は、当社の承認を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。

- 2 旅行者は、前項に定める当社の承認を求めてようとするときは、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

- 3 第1項の契約上の地位の譲渡は、当社の承認があった時に効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲り受けた第三者は、旅行者の当該募集型企画旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとします。

第4章 契約の解除

（旅行者の解除権）

- 第16条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合にあっては、当社は、提携会社のカードにより所定の手数料とともに、当社に提出しなければなりません。

- 2 旅行者は、次に掲げる場合において、前項の規定にかかわらず、旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

- （1）当社によって契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が別表第2上欄〔左欄〕に掲げるものの他の重要なものであるときに限ります。

- （2）第14条第1項の規定に基づいて旅行代金の額に変更されるべき旅行代金の額と旅行代金の額とが同一のときは。

- （3）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は

- その他の原因によって旅行の実施が極めて大きいたとき。

- （4）当社が旅行者に対し、第10条第1項の期日までに、確定書面に記載した旅行の実施が

不可能となったとき。

- 3 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができないとなった部分の契約を解除することができます。

- 4 前項の場合において、当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合に当社の責に帰すべき事由によらずの場合は、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

（旅行の解約権）

- 第17条 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することができます。

（1）旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。

（2）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられない認められるとき。

（3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は自身用意した旅費に及ぼすとき。

（4）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（5）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（6）スキー目的とする旅行における必要な防寒用具等の旅行実施条件であつて契約の締結の際に明示したもののが成績しないおそれが極めて大きいとき。

（7）天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従つた旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

（8）通信契約を締結した場合であって、旅行者の有するクレジットカードが強制的に決済する等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなってしまったとき。

（9）旅行者が第7条第5号から第7号までのいずれかに該当するときは、当該旅行に耐えられない認められるとき。

（10）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（11）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（12）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（13）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（14）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（15）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（16）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（17）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（18）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（19）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（20）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（21）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（22）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（23）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（24）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（25）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（26）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（27）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（28）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（29）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（30）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（31）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（32）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（33）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（34）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（35）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（36）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。

（37）旅行者が、契約書面に記載した範囲を超えて金額を旅行者に支払ったとき。